

令和2年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況

《株式会社神戸サンセンタープラザ》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ①収納した現金を適正に取り扱うべきもの 収納した現金の銀行口座への入金状況について確認したところ、会議室使用料は日々事務所の金庫で保管した上で、動産保険の補償範囲内である80万円をめぐに銀行の夜間金庫へ入金し、その他の収納現金は、支払で銀行へ行く際（五十日（ごとび））に窓口で入金を行っているとのことであった。 会社の経理規定第22条では、「収納した金銭は、経理責任者が特に認めた場合のほか、当日中に銀行に預け入れるものとする。」と定められているが、「経理責任者が特に認めた場合」の運用を定めた規定や決裁等はないとのことであった。 盗難や紛失事故を防ぐためにも、収納した現金は、定められたルールに則って取り扱うべきである。	措置方針において「運用を定めた規定」の策定を進めるとしていたところ、令和3年4月1日付で「経理規定」の一部改定と、新たに「経理規定実施細則」を制定、指摘事項に関するルール作りを行った。	措置済